



2) 危機意識を有する事業者等は、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に実施するよう努めるものとする。

第五十二条 事業者等は、基本的理念に基づき、常に災害に対する危機意識を持って、従業員、施設利用者等に防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第六十二条 事業者等は、基本的理念に基づき、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民等に防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第七十二条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法に基づき当該市町村の地域防衛を担うとともに、市民に防災意識を醸成するよう努めるものとする。

第八章 防災対策 第二節 災害予防対策

第九十二条 事業者等は、災害予防対策として、防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第十條 事業者等は、緊急避難場所等の確保等を行うよう努めるものとする。

第十一條 事業者等は、地震対策等及び防火対策として、建築物等の耐震改修等を行うよう努めるものとする。

第十二條 事業者等は、防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第十三條 事業者等は、災害発生時の対応として、避難場所の確保等を行うよう努めるものとする。

第十四條 事業者等は、防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第十五條 事業者等は、防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第十六條 事業者等は、防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

第十七條 事業者等は、防災訓練等の実施を促すよう努めるものとする。

の担い手となるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成三〇年条例八号〕

- (施設内待機者の周知等)
- 第十五条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅(被災者の生命及び身体を守るための救出及び救護が特に必要とされる期間(以下「救出等優先期間」という。))に一斉に帰宅することをいう。以下同じ。)に よる 事故及び混乱の発生を防止するため、従業者に対し、施設内における待機の方針について周知し、及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。
- 2 事業者は、政機関が行う一時滞在施設(救出等優先期間において帰宅困難者を一時的に受け入れ、設を以下同じ。)及び帰宅支援ステーション(救出等優先期間の経過後に徒歩により帰宅する帰宅困難者に対して飲料水、便所、情報等の提供を行う施設をいう。以下同じ。)の確保に 関し必要な協力を するよう努めるものとする。
- (事業の継続等のため措置)
- 第十六条 事業者は、災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ必要措置を行うよう努めるものとする。
- (耐震対策等)
- 第十七条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るため、避難及び救出並びに救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震及び改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するために必要な措置を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、地震発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るため、全般的な安全性の向上を図るよう努めるものとする。
- (生活関連重要施設という。)の管理
- 第十八条 事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことと鑑み、当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとする。
- (石油コンビナートの防災対策)
- 第十九条 特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設に、更なる防災対策の推進に努めるものとする。
- (生活必需物資の備蓄等)
- 第二十条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業者の一斉帰宅の抑物を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。
- (自主防災組織等による災害予防対策)
- 第二十一条 自主防災組織等は、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。
- 2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。
- (防災資機材の備蓄等)
- 第二十二条 自主防災組織等は、当該自主防災組織等が迅速かつ適切な災害応急対策を行うことのできるよう、消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材を備蓄し、並びに必要なに応じてこれらを点検するよう努めるものとする。
- 第四節 県による災害予防対策
- (防災情報の提供等)
- 第二十三条 県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等及び市町村と連携し、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害に関する記録の収集、整理及び保存その他の必要な措置を行うものとする。
- (一斉帰宅の抑制について周知等)
- 第二十四条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村その他の関係者と連携し、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保その他の必要な措置を行うものとする。
- (配慮者に係る防災対策への支援等)
- 第二十五条 県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に 関する体制の整備に 対する支 援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行うものとする。
- (避難所に関する市町村への支援)
- 第二十六条 県は、市町村が行う避難所(災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する避難所をいう。以下同じ。)の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。
- (耐震対策及び液状化対策に関する情報提供)
- 第二十七条 県は、地震及び地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供するものとする。
- (公共土木施設の整備等)
- 第二十八条 県は、洪水、高潮、津波及び地滑りにより生ずる被害その他の災害の最小化に資するため、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修を図るものとする。
- (物資等の備蓄等及び供給体制の整備等)
- 第二十九条 県は、市町村による物資等の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等を備蓄し、及び点検するものとする。
- 2 県は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧対策の実施を図るため、事業者との間の協定の締結その他の物資等の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。
- (自主防災組織等への支援等)
- 第三十条 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携して、



- 第四十条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ適切に、災害に関する情報を収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するものとする。
- 2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、報道機関と連携しつつ、県民、事業者及び自主防災組織等に対して災害に関する情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとする。
- (一斉帰宅等防止のための措置)
- 第四十一条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるものと供に、他の必要な措置を行うものとする。
- 第四章 災害復旧・復興対策
- 第四十二条 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。
- 2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
- 3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。
- 第五章 雑則
- (施行状況の報告及び公表)
- 第四十七条 県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。
- (財政上の措置)
- 第四十八条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- (検討)
- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)
- この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三十年三月二十三日条例第八号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和三年十月十九日条例第三十八号)
- この条例は、公布の日から施行する。